東海村発足70周年記念事業に伴う動画制作業務委託　仕様書

１.　目　　的

・本業務委託は，村発足70周年記念事業に伴い，各種動画を撮影・編集し制作するものである。

　制作した動画は記念式典での上映や記念誌の付録DVDに使用する。

・本業務委託は，村発足70周年を記念し，村民の記憶や想い，活動，未来への想いを記録し次

　世代へ動画として残すことを目的とする。

２.　履行期間

契約日の翌日から令和７年８月３１日までとする。

３. 上映日

令和７年７月６日(日)

４. 履行場所

東海村の指定する場所

5. 業務の内容

（１）動画の制作

村民へのインタビュー動画6作品，記念式典上映用動画1作品の計７点の動画作品を作成する。

（２）動画内容

①村民へのインタビュー動画

インタビュー動画，写真画像，音声データを編集し「村民の記憶」（仮称）と題し，下記6つの

テーマで動画作品を制作する。（但し「山田村長へのインタビュー（仮称）」については撮影を行うものとする。）

・石神村・村松村の合併と東海村の誕生（仮称）

・開発が進む東海村（仮称）

・人口の増加と共生（仮称）

・ヒト・自然・文化の響きあうまち（仮称）

・未来へ向かって（仮称）

・山田村長へのインタビュー(仮称)

受託者による撮影は各100分×1回とする。

受託者撮影動画及び東海村提供の動画（90分×10本程度）を各20分（以内）に編集したものを６点制作する。

映像の加工・編集，音楽，テロップ等の挿入などの編集作成を行い，完成までに東海村役場が内容及び修正指示をする機会を5回程度設けること

インタビューは2台以上のシネマカメラ，撮影照明，音声収録等，適切な機材と技術を用いて，映像の美しさや伝え方も見飽きない工夫をすること

インタビュー対象者とは，撮影当日だけではなく，事前取材（打ち合わせ）も行い，安心してインタビューに答えられる工夫をすること

インタビュー内容等は協議しながら決定し，構成を事前に作成。ただのインタビューではなく，東海村の歴史と未来がストーリーとして伝わる工夫をすること

②記念式典上映用動画

記念式典で上映する10分程度の動画作品を１点制作する。

動画作品の作成にあたり下記のとおり撮影及びイラストの制作を行う。

「東海村未来予想図」を作成するイベントの様子を4日間撮影する。また，イベント参加者の中から5名程度，別日にインタビューを行う。インタビューは1名あたり10分程度とする。

東海村の未来予想図として子どもたちが作成したイラスト50枚を参考に，東海村を俯瞰した構図で東海村未来予想図のイラストデザイン（1枚）を作成，アニメーションなどを用いて，ワクワクする未来を表現する。（イラストは広報紙など他での利用も可能とする。）

下記の資料を編集し，必要に応じて音楽やアニメーション（CG），ナレーションを加えた作品を制作する。

東海村提供の古写真

（１）のために，受託者及び東海村が撮影した村民へのインタビュー動画

「東海村未来予想図」を作成するイベントの様子，イベント参加者へのインタビュー動画

東海村を俯瞰した構図で東海村未来予想図のイラスト（1枚）

映像の加工・編集，音楽，テロップ等の挿入などの編集作成を行い，完成までに東海村役場が内容及び修正指示をする機会を5回設けること

シネマカメラ，撮影照明，音声収録等，適切な機材と技術を用いて，映像の美しさや伝え方も見飽きない工夫をすること

構成は協議をしながら作成し，完成イメージが具体的に想像できる絵コンテ等も撮影前に制作，提出すること

式典での上映を考慮した環境，技術を用いて，整音等の仕上げ作業も行うこと

６. 詳細要件

撮影脚本・内容構成は，東海村と受託者の協同で作成し，東海村の許可を得て撮影・編集すること。

日本語字幕・英語字幕をつけること。

新規撮影は4K解像度（3840×2160）以上とし，データ納品は4K，その他は納品形態に合わせた解像度とする。

画角は16：9を基本とする。

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また，業務全体を統率する総括責任者をおくこと。

７. 成果物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 備考 |
| １ | 制作した動画を収録したDVD-R（片面2層）のディスク　350枚 | メニュー画面も作成すること。ラベル印刷をし，タイトルなどを印刷した専用ハードケースに収納して納品すること。一般的なDVDプレイヤーで再生できる形式。画質を出来るだけ保つために，片面2層のディスクとする。 |
| ２ | 制作した動画を収録したDVD-Rのデータディスク　5枚 | ラベル印刷をし，タイトル等を印刷した専用ハードケースに収納して納品すること。Youtube，instagram等へのアップロード用として，mp4，wmv形式の動画ファイルも納品すること。 |
| ３ | 撮影素材・動画データ及び一覧表 | 撮影素材・撮影場所の一覧表を作成し，pdfファイル及びwordファイルで納品すること。撮影した動画データはDVD-Video形式のディスクを納品すること。なお，撮影素材について，第三者が権利を有している場合は，権利者や使用時間などを明確に記載するとともに，権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付すること。 |

８. 納品場所

〒319-1192茨城県那珂郡東海村東海3丁目7-1 東海村役場（政策推進課）

９. 著作権等について

委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

（１） 納品された成果物（動画）委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第２７条・第２８条に規定する権利を含む。）は，すべて東海村役場に譲渡するものとする。

（２） 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は，事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で，必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

（３） 制作にあたっては，肖像権，意匠権，著作権及びその他の権利等について撮影前に東海村役場の了承を得た上で，必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。

（４） 撮影する際の肖像権については，事前に同意を得ること。

（５） 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は，受託者の責任において対応し，東海村役場は，責任を負わないものとする。

（６） 成果物に関する著作権，著作隣接権，商標権，商品化権，意匠権及び所有権（以下著作権

等という。）は，東海村役場が保有するものとする。

（７） 受託者自ら制作・作成した著作物に対し，いかなる場合も著作者人格を行使しないものと

する。

（８） 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）

の著作権等は，個々の著作者等に帰属するものとする。

（９） 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には，受託者が当該既存著作物の使用

に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10. その他

（１） 受託者は，委託業務の実施を自ら行うものとし，他の者にその実施を再委託することができない。ただし，あらかじめ書面で東海村役場の承認を受けたときはこの限りではない。

（２） 業務の実施にあたって，受託者単独での業務が困難な場合においては，受託者の有するネットワークを活用のうえ，業務をサポートできる専門家等と連携し，最大の成果を生み出すように努めることとする。

（３） 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は，東海村役場と受託

者で協議し，進めることとする。

（４）受託者は地方公共団体又は企業の周年記念動画の制作の実績があると望ましい。

1１．担当課

東海村役場総合戦略部政策推進課村発足７０周年記念事業担当

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL029-282-1711（内線1306）Mail：kinen@vill.tokai.ibaraki.jp